

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、久保田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 4 年 7 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	古賀 義則	佐賀市久保田町大字久富1727番地	令和 4 年 2 月 11 日 退任
〃	向嶋 作次	〃 〃 〃 661 番地	令和 4 年 4 月 8 日 就任